

学校法人享栄学園評議員報酬規程

平成 24 年 3 月 27 日
制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人享栄学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 評議員の報酬は、評議員会の出席に応じて都度支払うものとする。

2 前項の額は、1 日当たり 1 万 5 千円とする。ただし、学園専任職員は、支給しない。

3 評議員が、理事を兼務する場合は、報酬を併給せず、上位の報酬のみ支給する。

4 前各号以外で理事長が必要と認めた学園行事等に参加する場合の額は、1 日当たり 5 千円とする。

(支給日)

第 3 条 評議員の報酬の支給日は、会議の翌月 21 日とする。ただし、その日が休日に当たるときはその前日とする。

(その他の経費)

第 4 条 評議員がその職務遂行上必要とした経費については、実費を支払う。ただし、旅費については、学校法人享栄学園評議員旅費規程により支払うものとする。

2 第 2 条に係る交通費は、経済的な通常の経路及び方法により実費を支給する。ただし、支給の上限は、8,000 円とする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。